

追浜本町二丁目親和会

防 災 計 画

施 行 平成 2 4 年 4 月 2 8 日

改 訂 令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 7 月 3 日

目 次

第 1 章 総 則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 適用範囲
- 第 3 条 事業
- 第 4 条 自主防災組織の編成
- 第 5 条 自主防災本部の設置
- 第 6 条 本部の構成員
- 第 7 条 本部の業務
- 第 8 条 会議の開催
- 第 9 条 本部長等の任務
- 第10条 平常時の作業班等の任務
- 第11条 防災事務局の任務
- 第12条 情報連絡班の任務
- 第13条 初期消火班の任務
- 第14条 避難誘導班の任務
- 第15条 救出救護班の任務
- 第16条 給食給水班の任務
- 第17条 防災知識の普及・啓発
- 第18条 地域の災害危険の把握
- 第19条 防災活動用資器材の整備
- 第20条 防災訓練
- 第21条 他の組織との連携
- 第22条 防災活動中に生じた事故等
- 第23条 防災関係の予算案及び執行

第 2 章 大規模災害対処要領

- 第24条 要旨
- 第25条 本部の設置
- 第26条 作業班編成の前提条件
- 第27条 災害発生時の作業班等の編成及び任務
- 第28条 防災事務局の任務
- 第29条 情報連絡班の任務

第30条 初期消火班の任務

第31条 避難誘導班の任務

第32条 救出救護班の任務

第33条 給食給水班の任務

第 3 章 災害時要援護者支援対策

第34条 要旨

第35条 災害時要援護者

第36条 支援体制の確立

第37条 地域支援者

第38条 近隣支援者

第39条 個人情報管理

附 則

第 1 条 本計画に定めのない事項

第 2 条 本計画の見直し

第 3 条 施行

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、「追浜本町二丁目親和会自主防災組織」(以下「親和会自主防災組織」という。)の活動に必要な事項を定め、もって、地震、津波、高潮、火災、風水害等大規模災害(以下「大規模災害」という。)による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画が適用される範囲は、「追浜本町二丁目親和会会員」(以下「親和会会員」という。)の居住地域とする。

(事業)

第3条 この計画では、第1条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 災害危険箇所等の実態把握に関すること。
- (4) 防災訓練の計画・実施に関すること。
- (5) 情報の収集伝達・広報に関すること。
- (6) 出火防止、初期消火に関すること。
- (7) 避難・誘導に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 防災資器材等の整備及び管理に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 災害時要援護者対策に関すること。
- (13) その他必要な事項。

(自主防災組織の編成)

第4条 災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うほか、平常時の活動をより円滑に行うため、別表1「追浜本町二丁目親和会自主防災組織編成表」(以下「組織編成表」という。)を定める。

2 親和会自主防災組織は、親和会会員をもって構成する。

なお、県営追浜ハイム自治会・県警追浜本町公舎自治会・海自室の木宿舎自治会の会長又は副会長は、防災事務局員として、追浜本町二丁目親和会の各ブロック委員は、

組織編成表に定める各作業班のメンバーとして、それぞれ所属する。

(自主防災本部の設置)

第5条 この計画の円滑な運用を図るため、親和会自主防災組織の中に「自主防災本部」(以下「本部」という。)を設置する。

2 本部に親和会自主防災組織の全般的な事務を管理する防災事務局を設ける。

(本部の構成員)

第6条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- (1) 本部長は1名とし、親和会の会長をもって充てる。
- (2) 副本部長は若干名とし、本部員の互選により定める。
- (3) 本部員は、防災事務局員並びに組織編成表に掲げる各作業班のリーダー及びサブリーダーをもって充てる。

(本部の業務)

第7条 本部は、大規模災害を想定した対処方針、施策等を審議するほか、次の業務を行う。

- (1) 防災計画の検討及び変更並びに関係行政機関等への報告、提出に関すること。
- (2) 市役所、消防署、警察署等(以下「公的防災機関等」という。)との連絡、協議、要請などに関すること。
- (3) 防災教育、訓練及び防災思想の普及啓発に関すること。
- (4) 防災器具、器材の購入計画及び保守管理に関すること。
- (5) 災害後の被害調査及び復旧処理に関すること。
- (6) その他平常時において実施すべき必要事項並びに第3条の各事業の企画立案、実施に関すること。

(会議の開催)

第8条 会議は、全体会と本部会とする。

2 全体会は、組織編成表に登録された者で組織し毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

- (1) 全体会は、本部長が招集する。
- (2) 全体会は、次の事項を審議する。
 - ア 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - イ 年間事業計画に関すること。
 - ウ 第3条の事業内容に関すること。
 - エ その他、全体会が特に必要と認めた事項に関すること。

- (3) 全体会は、その附議事項の一部を本部会に委任することができる。
- 3 本部会は、本部員で組織し四半期ごとに開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
 - (1) 本部会は、本部長が招集する。
 - (2) 本部会は、次の事項を審議する。
 - ア 第7条の本部の業務内容に関すること。
 - イ 全体会に提出する案件に関すること。
 - ウ 全体会から委任された事項に関すること。
 - エ その他、本部会が特に必要と認めた事項に関すること。

(本部長等の任務)

- 第9条** 本部長は、平常時においては本部を統括運営して大規模災害発生時に最良の成果が得られるよう諸般に備え、災害発生時には、親和会会員の安全を第一に最高責任者として防災活動に当たるものとする。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代行するほか、組織編成表各作業班を統括指揮するものとする。
 - 3 各作業班のリーダー及びサブリーダーは、本部員として本部の運営に当たるほか、担当する作業班活動の指揮監督を行うものとする。

(平常時の作業班等の任務)

- 第10条** 防災事務局及び各作業班の平常時の基本的な任務は、次条以下のとおりとするが、大規模災害は、突発的に発生する事象であることから、災害発生時に迅速確実かつ臨機応変に対応できるよう、平常時からさまざまな状況を想定し準備するものとする。

(防災事務局の任務)

- 第11条** 防災事務局は、本部長、副本部長を補佐し業務の円滑化を図るほか、平常時には、次のような活動を行う。
- (1) 公的防災機関等との連絡、協議、調整を図る。
 - (2) 各作業班の活動状況の把握と企画立案の取り纏めをする。
 - (3) 年間事業計画等を策定する。
 - (4) 各会議資料を作成する。
 - (5) 各自治会との連絡、調整を図る。
 - (6) 本部長、副本部長の下命事項を遂行する。
 - (7) 各作業班が所掌しない事務を担当する。

(情報連絡班の任務)

第12条 本計画の第17条「防災知識の普及・啓発」に掲げる項目を推進するほか、平常時には、次のような活動を行う。

- (1) 所管事項に関する案件を企画立案し実施する。
- (2) 防災知識の普及、防災意識の啓発・高揚を図る広報誌等を発行する。
 - ア 災害について考える切っ掛け作り。
 - イ 大規模災害の特徴、災害時に起こる事態、注意すべき事項など基礎知識の普及。
- (3) 巡回広報する。
- (4) 情報収集伝達訓練を実施する。
- (5) 地域の各種情報を把握する。
 - ア 防災行政無線等による情報入手方法の確認。
 - イ 災害情報の共有化方法の検討、普及。
 - ウ 災害時広報の在り方の確認（パニック防止広報の方法など）。
- (6) 所管事項に関わる資器材を計画的に調達し点検整備する。

(初期消火班の任務)

第13条 大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする原因であることから、各家庭に対し出火防止の指導を徹底強化するほか、平常時には、次のような活動を行う。

- (1) 所管事項に関する案件を企画立案し実施する。
- (2) 消火体制の整備、消火器の使い方等の初期消火訓練を実施する。
- (3) 火災予防の広報並びに出火防止の指導点検を徹底する。
 - ア 火気取扱い施設などの確認。
 - イ 消火設備（消火器、消火用水、消火バケツなど）通報設備（火災報知器、身近な電話）などの設置と点検。
 - ウ 停電復旧後の通電火災などの発生防止措置を住民に呼び掛ける（ブレーカーを落とす、ガスの元栓を閉める）。
- (4) 所管事項に関わる資器材を計画的に調達し点検整備する。

(避難誘導班の任務)

第14条 本計画の第18条「地域の災害危険の把握」に掲げる地域固有の危険要因や危険箇所などを把握するほか、平常時には、次のような活動を行う。

- (1) 所管事項に関する案件を企画立案し実施する。
- (2) 避難計画（防災カルテ、防災マップ、津波高潮対策マップ等）を作成する。
 - ア 避難先、避難経路の明確化。
 - イ 避難経路上の危険箇所等の把握。

ウ 救出救護班と連携した高齢者等災害時要援護者の避難支援方法の検討。

エ 「不要な荷物を持たない」などの避難時の注意事項の明確化、住民への徹底

(3) 避難誘導訓練（避難経路、方法等の実行可能性を確認）を実施する。

(4) 所管事項に関わる資器材を計画的に調達し点検整備する。

（救出救護班の任務）

第15条 本計画の「第3章 災害時要援護者支援対策」を担当する中核班としての諸活動を推進するほか、平常時には、次のような活動を行う。

(1) 所管事項に関する案件を企画立案し実施する。

(2) 高齢者等災害時要援護者の別表3個別調査表の作成と近隣支援者を指定する。

(3) 高齢者等災害時要援護者の救出担当の確認、救出方法等を検討する。

(4) 高齢者等災害時要援護者の居住状況、救出時の注意事項や携行品（健康保険証、薬、医療機器など）を確認する。

(5) 救出救護訓練（救出方法等の実行可能性を確認）を実施する。

(6) 救命講習等の受講及び応急手当での技法・技能を修得する。

(7) 所管事項に関わる資器材を計画的に調達し点検整備する。

（給食給水班の任務）

第16条 給食、給水に関して不公平感や誤解が生じないように、すべての人に平等に、そして迅速に食料、水が配給されるように地域の方針等を確立するほか、平常時には、次のような活動を行う。

(1) 所管事項に関する案件を企画立案し実施する。

(2) 給食、給水が必要な想定人数、高齢者等災害時要援護者の割合など地域の実情に合った備蓄計画を作成する。

(3) 公的防災機関等からの救援物資の配給計画を作成する。

(4) 高齢者等災害時要援護者、帰宅困難となった地域以外の被災者等の多様なパターンを考慮した対策を構築する。

(5) 事前に給水車による給水拠点を設定するほか、地域内で飲料水を確保できるか否かの実態を調査する。

(6) 所管事項に関わる資器材を計画的に調達し点検整備する。

（防災知識の普及・啓発）

第17条 地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

2 普及・啓発は、次の項目により実施する。

(1) 親和会自主防災組織及び防災計画に関すること。

(2) 地震、津波、高潮、火災、風水害等についての知識に関すること。

- (3) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
 - (4) 地震発生後 72 時間における活動の重要性に関すること。
 - (5) 食糧等を 3 日分確保することの重要性に関すること。
 - (6) その他防災に関すること。
- 3 防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。
- (1) 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等を作成配布する。
 - (2) 座談会、講演会、映画会等を開催する。
 - (3) パネル等を展示する。
- 4 実施期間は、火災予防運動期間などに合わせ行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

(地域の災害危険の把握)

第 18 条 災害予防を図るため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

- 2 把握事項は、次のとおりとする。
- (1) 危険地域、区域等に関すること。
 - (2) 地域の防災に関する人材、施設及び設備に関すること。
 - (3) 地域の災害履歴、災害に関すること。
 - (4) 大規模災害時の消火活動に関すること。
- 3 災害危険の把握方法は、次のとおりとする。
- (1) 市地域防災計画等の公的防災機関等が発行する資料による。
 - (2) 座談会、講演会、研修会等を開催する。
 - (3) 災害記録を編さんする。
 - (4) 防災カルテ、防災マップ、津波高潮対策マップ等を作成する。

(防災活動用資器材の整備)

第 19 条 災害発生時、各作業班の活動に必要な資器材を計画的に購入整備するとともに、適正に維持管理する。

- (1) 現在、備蓄している防災活動用資器材は、別表 2「防災資器材備蓄一覧表」のとおりである。
- (2) 資器材は、親和会館裏手の防災収納庫等に保管する。
- (3) 備蓄している資器材の機能、数量等の点検を年 1 回実施し、その結果を記録する。

(防災訓練)

第 20 条 大規模災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難、救出救護、給食給水等の活動を迅速かつ的確に行うため、防災訓練としての個別訓練、図上訓練及び総合訓練を実施する。

(1) 個別訓練は、基本動作の習得を重点とした次の訓練とし、随時実施する。

- ア 情報収集伝達訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 救出救護訓練
- オ 給食給水訓練
- カ 津波、高潮対策訓練
- キ 防災資器材取扱訓練
- ク 煙体験訓練
- ケ 避難所体験訓練

(2) 図上訓練は、実際の災害活動に備えるため、災害発生時の行動等をあらかじめ検討するために行う訓練とし、随時実施する。

(3) 総合訓練は、大規模災害に対応する一連の活動・行動を総合的に行う訓練とし、年1回実施する。

(他の組織との連携)

第21条 大規模災害が発生した場合は、周辺の自主防災組織、ボランティア組織等と協力し、相互援助に努めるなど連携を図るものとする。

(防災活動中に生じた事故等)

第22条 この計画に基づく防災活動時における不慮の事故や被害については、特別の定めのある場合を除き自己の責任に帰するものとする。

(防災関係の予算案及び執行)

第23条 この計画を遂行するために必要な諸費用（予算）は、本部において審議し全体会で決定するが、その費用は、親和会の予算をもって充てる。

2 執行管理（防災資器材の購入、管理、保管など）及び補助金などに関する公的機関等との事務行為は、親和会所管事務とする。

第2章 大規模災害対処要領

(要旨)

第24条 この要領は、大規模災害が発生した際、国、県又は横須賀市が当地域に対して本格的な災害対策活動を開始するまでの間、地域住民が成すべき初期活動要領について定めるものである。ただし、災害の態様は千変万化であるため、本部長は速やか

に災害の実態等を把握し、状況に応じ迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 災害は、突発的に発生する事象であるため、あらかじめ指名された者が全員集合し作業活動に従事できるとは限らないことから、避難場所に避難してきた住民を統括し緊急性の高い作業班から編成し作業活動を展開するものとする。

(本部の設置)

第 25 条 大規模災害が発生した時、親和会館に「追浜本町二丁目親和会自主防災対策本部」(以下「対策本部」という)を設置する。なお、大規模災害の種類による対策本部設置要件及び設置場所は以下のとおりとする。

- (1) 震度 5 弱以上で津波を伴わない地震が発生した時、対策本部は親和会館に設置する。なお、親和会館が被災し使用できない時、第 4 条 2 項に示す近隣自治会会館に設置する。
- (2) 津波警報及び避難勧告・指示の発表があった時、対策本部は避難場所*に設置する。なお、津波警報及び避難勧告・指示が解除された後、親和会館の安全を確認し、対策本部の移設を検討する。
* 追浜本町二丁目の場合、津波警報が 7m 以下であれば標高 7.5m の県営追浜ハイム付近が避難場所に適している。このため、対策本部は県営追浜ハイム自治会会館に設置する。
- (3) 台風、大雨、高潮による浸水被害が発生した時、対策本部設置は(2)を準用する。
- (4) 大規模火災等、他の大規模災害が発生した時、対策本部の設置及び設置場所は本部長が定めるものとする。

- 2 本部構成員及びメンバーは、自身及び家族の安全を確保し、気象庁の発表する警報及び横須賀市の防災情報等を確認した後、対策本部に集合する。
- 3 本部構成員及びメンバーは、対策本部に集合する際、近隣の被災状況を把握し、本部集合後、情報連絡班に報告する。
- 4 本部長不在の継承順位は、副本部長とし、副本部長不在の場合は、対策本部に先着した者からその任に就くものとする。この場合上位の継承者が到着した場合は、これを引き継ぎ交代するものとする。

(作業班編成の前提条件)

第 26 条 作業班を編成するには、次のような前提条件を要する。

- (1) 人命や家屋被害が出るほどの激しい地震(震度 5 弱以上)が発生した時。
- (2) 人命や家屋被害が出るほどの災害が発生した時。
- (3) その他本部長が必要と認める災害が発生した時。

(災害発生時の作業班等の編成及び任務)

第 27 条 大規模災害発生時の作業班の基本編成は、組織編成表のとおりとするが、発生時の状況によっては、避難場所に避難してきた住民から選抜して必要かつ緊急を要する作業班の編成を行なうものとする。

- 2 本部長は、状況により作業班の増強、縮小を指示するものとする。
- 3 作業班の大規模災害発生時の基本的な任務は、次条以下のとおりとする。

(防災事務局の任務)

第 28 条 災害発生時には、あらゆる活動を束ねる司令塔的な対策本部の事務局として、次のような活動を行う。

- (1) 総合窓口として情報の一元化等を図る。
- (2) 災害情勢を的確に把握し、緊急を要する作業班の編成、支援体制を策定する。
- (3) 各作業班の活動状況を把握し、作業員の増強、派遣先等を検討する。
- (4) 本部長等の指示命令を伝達する。
- (5) 各自治会との連絡、調整を図る。
- (6) 公的防災機関等との救護要請等の連絡、調整を図る。

(情報連絡班の任務)

第 29 条 本部構成員及びメンバーの被害情報や各作業班の巡回報告及び公的防災機関の被害情報を整理し、速やかに対策本部及び各作業班に報告し情報共有化に努める。

また、適宜、地域内を巡回広報して地域住民に正確な情報を伝達する。災害発生時の情報収集と伝達については、次のような活動を行う。

- (1) 対策本部に集合した本部構成員及びメンバーから報告された被害情報を追浜本町二丁目の地図に書込み「地域被害状況マップ」を作成する。また、各作業班の巡回報告や避難者からも情報収集し、順次マップを更新する。さらに、避難誘導班が決定した避難経路も表示する。
- (2) 常時ラジオ、テレビ、インターネットを開局し、正確な情報を収集する。また、対策本部の指示により、横須賀市等の公的防災機関と情報交換する。
- (3) 対策本部の指示により、正確な情報を適宜巡回広報し、デマ、パニックの防止に努める。
- (4) 水道管、ガス管、電線などの被害状況、あるいは復旧状況を把握する。

(初期消火班の任務)

第 30 条 地域内を見回り出火が確認された場合は、119 番通報を行うとともに、周囲に報知し、資器材を活用して初期消火活動を実施するほか、災害発生時には、次のような活動を行う。

- (1) 自宅を含め早期に近隣を見回り、出火防止を呼び掛け、出火の有無等を把握する。
- (2) 作業班員の安全が確保される範囲での初期消火活動（出火発見時のバケツリレー、近隣のホースを借りての初期消火等）を実施する。
- (3) 可燃物（必要かつ可能な場合）を除去する。
- (4) 再出火を防ぐための見回り、呼び掛けを繰り返し実施する。
- (5) 災害時の火の元確認、電源ブレーカーの遮断等を広報する。
- (6) 必要があれば消防署員に対し協力支援する。

（避難誘導班の任務）

第 31 条 対策本部の指示により、地域内を巡回して住民の安否確認を行い、応急処置が必要な負傷者の早期発見に努める。同時に、建造物の被害状況や通行危険個所を把握し、安全な避難経路を決める。確認された被害状況は直ちに対策本部に報告する。

横須賀市が避難勧告・指示を発表した時、避難者を指定避難所まで誘導する。なお、避難所の運営は、横須賀市が作成した「震災時避難所運営マニュアル」に従う。

- (1) 最優先任務として、地域内住民の安否確認を実施する。
安否確認を迅速に行うため、住民には「災害時安否確認カード」を配布し、災害時に掲示を要請する。
- (2) 負傷者や安否不明宅が発見された際は直ちに対策本部に状況報告し、負傷者が発見された時、応急処置は救出救護班と連携して実施する。
- (3) 高齢者等要援護者の避難支援は救出救護班と連携して実施する。
- (4) 建造物等の被害は場所、被害状況を確認し、道路の通行可否を判断する。
- (5) 通行危険個所は標示や立ち入り禁止対策（縄張りなど）を行うと共に安全な避難経路を決定する。
- (6) 横須賀市の避難勧告・指示が発表された時、一時避難所に待機している避難者を市の指定避難所（追浜中学校等）まで誘導する。その際、避難者の名簿を作成し、指定避難所に持参する。

（救出救護班の任務）

第 32 条 落下物や建物の崩壊などにより、下敷きになった者が発生した場合には、速やかに救護活動に従事し、負傷者に対しては、応急処置を施すとともに、医療処置の必要な患者は、応急救護所へ移送するほか、災害発生時には、次のような活動を行う。

- (1) 近隣の安全の確認と救出救助の要請に応じた必要な活動を行う。
- (2) 高齢者等災害時要援護者等を救出救助し搬送する。
- (3) 医師に従い、病院、救護所へ搬送する。
- (4) 二次災害の防止に努める。
- (5) 地域活動として負傷者に対する応急救護手当てを施す。

- (6) 医師の指示に従い負傷者の応急処置を講じる。
- (7) 幼児、老人、病人などの介護手当てを施す。

(給食給水班の任務)

第33条 給食給水班は、人手を必要とする作業が多いことから、従来のメンバーに加え避難場所等に避難してきた住民を給食給水班に編入し作業効率を高めるほか、災害発生時には、次のような活動を行う。

- (1) 防災倉庫からの給食、給水資材を搬出し、併せて必要な資材を調達する。特に水の早期確保に努める。
- (2) 食糧物資、食器類等を確保し早期に炊き出しを開始するなど給食給水を速やかに実施する。
- (3) 住民へ食糧物資の提供を呼び掛ける。
- (4) 給食給水における公的防災機関等との役割分担を確立し的確に対処する。

第3章 災害時要援護者支援対策

(要旨)

第34条 この支援対策は、一人暮らし高齢者や要介護者、心身障害者など災害発生時に、一般の人々と同じような避難行動を取ることができない災害時要援護者について、災害発生時の救出救護、避難支援活動等が円滑に行えるよう、正確な情報の伝達や避難の際の支援方法等について定めるものである。

(災害時要援護者)

第35条 災害時要援護者とは、自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力（危険察知能力）、危険を知らせる情報を受け取る能力（情報入手・発信能力）、そういう危険に対して適切な行動をとる能力（危険回避能力）の面で、ハンディキャップをもつ人々の総称であるが、具体的には、市から提供された「横須賀市災害時要援護者名簿」に登録されている者のほか、乳幼児、高齢者、心身障害者、要介護者など一人で避難することが困難な者の内、本人又は家族から支援を受ける旨の申し出がなされた者を対象とする。

(支援体制の確立)

第36条 災害時要援護者への支援は、親和会自主防災組織が総体的に取り組むことであるが、支援の具体的活動は、救出救護班が中核となって災害時要援護者の実態把握、名簿の作成など、支援に必要な事前準備、支援プランを構築するものとする。

(地域支援者)

第 37 条 救出救護班のリーダー、サブリーダーは、「地域の支援者」（以下「地域支援者」という。）として次の任務、役割を担当する。

- (1) 市から提供された「横須賀市災害時要援護者名簿」に登録されている者のほか、町内の高齢者等の中で災害発生時に、支援を受けたい旨の意思表示のある者など、いわゆる災害時要援護者の居住実態、生活実態等を把握する。
- (2) 把握した災害時要援護者を訪問し、身体等の状態、災害時における情報伝達や避難支援の方法等について、必要事項の確認を行い、別表 3「個別調査票」を作成する。
- (3) 個別調査票に基づき、救出救護班のメンバーの中からあらかじめ直接支援に向かう近隣の支援者（以下「近隣支援者」という。）を指定する。
- (4) 災害発生時には、近隣支援者と協働で災害時要援護者の安否確認を行うとともに、入手した情報を伝達する。その際に、災害時要援護者が一時避難場所等への避難を希望する場合や負傷等により救出救護が必要な場合は、家族や地域住民の協力を得て、災害時要援護者の状態に応じて、救出救護及び避難支援活動を行うものとする。

(近隣支援者)

第 38 条 救出救護班のメンバー（含むリーダー、サブリーダー）は、近隣支援者として次の任務、役割を担当する。

- (1) 個別調査の結果、担当する災害時要援護者を指定された近隣支援者は、災害時要援護者に対し、災害情報の提供、安否の確認など安全の確保のために必要な事前の措置を講ずるものとする。
- (2) 災害時要援護者と日常的な関わり合いを持つなど、積極的な交流を心掛け信頼関係を構築し、災害時における支援対策の円滑化を図る。
- (3) 災害発生時には、地域支援者と協働で災害時要援護者の安否確認を行うとともに、入手した情報を伝達する。その際に、災害時要援護者が一時避難場所等への避難を希望する場合や負傷等により救出救護が必要な場合は、家族や地域住民の協力を得て、災害時要援護者の状態に応じて、救出救護及び避難支援活動を行うものとする。

(個人情報の管理)

第 39 条 市から提供された「横須賀市災害時要援護者名簿」、災害時要援護者に関連し作成した「個別調査票」など資料の情報の漏えいや拡散がないよう適切に保管管理し、これらの資料は、平常時の訪問調査等の活動と災害発生時の支援以外の目的には使用しないことなど次のことを遵守する。

- (1) 「個別調査票」など災害時要援護者に関連し作成した資料等の情報が漏えいしないよう、関係書類一切を防災事務局が厳重に保管管理し、また、複写を禁止する。
- (2) 個人情報は、実際に受け持つ災害時要援護者に関する情報のみを、必要かつ最小限の範囲で近隣支援者に伝える。
- (3) 地域支援者及び近隣支援者は、災害時要援護者に関する個人情報及び支援活動上知り得た個人の秘密を、むやみに口外する等、支援目的以外に使用することを禁止する。また、支援をする役割を離れた後も同様とする。

附 則

(本計画に定めない事項)

第1条 この計画に定めない事項については、平常時においては全体会の、また、災害発生時には、本部長職にある者の定めるところによる。

(本計画の見直し)

第2条 この計画の内容については、随時検討を行い、簡潔、明瞭かつ臨機応変に対処できるように不断の整備に努めるものとする。

(施行)

第3条 この防災計画は、平成24年4月28日から施行する。

2 次に掲げる要綱等は、廃止する。

- (1) 追浜本町二丁目総合防災対策プログラム（平成5年8月）
- (2) 追浜本町二丁目親和会自主防災部設置要綱（平成8年8月1日）

3 改訂

- (1) 令和2年4月1日 改訂
- (2) 令和3年7月3日 第31条(1)に、「災害時安否確認カード」の使用を定める。